

令和2年村上市議会第3回定例会会議録（第1号）

○議事日程 第1号

令和2年9月2日（水曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 請願第 3号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助創設を求める請願
- 第 5 請願第 4号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書の提出を求める請願
- 第 6 議員発議第11号 新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見のない、誰もが元気あふれる活力のあるまちを実現するための決議
- 第 7 議員発議第12号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 第 8 報第 11号 公益財団法人イヨボヤの里開発公社の経営状況の報告について
報第 12号 公益財団法人山北産業振興公社の経営状況の報告について
- 第 9 報第 13号 令和元年度村上市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第10 報第 14号 専決処分の報告について
- 第11 議第110号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第111号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第12 議第112号 専決処分の承認を求めることについて
- 第13 議第113号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第114号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第115号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議第116号 村上市保育園等施設整備計画審議会条例の一部を改正する条例制定について
議第117号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第118号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

- 議第 1 1 9 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 1 5 議第 1 2 0 号 村上市森づくり基本計画策定委員会条例制定について
- 第 1 6 議第 1 2 1 号 令和 2 年度村上市一般会計補正予算（第 8 号）
- 第 1 7 議第 1 2 2 号 令和 2 年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 1 2 3 号 令和 2 年度村上市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議第 1 2 4 号 令和 2 年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 8 議第 1 2 5 号 令和元年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 1 9 議第 1 2 6 号 令和元年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 1 2 7 号 令和元年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 1 2 8 号 令和元年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 1 2 9 号 令和元年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 1 3 0 号 令和元年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 1 3 1 号 令和元年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 1 3 2 号 令和元年度村上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 1 3 3 号 令和元年度村上市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 1 3 4 号 令和元年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 1 3 5 号 令和元年度村上市上水道事業会計決算認定について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 請願第 3 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助創設を求める請願
- 日程第 5 請願第 4 号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書の提出を求める請願
- 日程第 6 議員発議第 1 1 号 新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見のない、誰もが元気あふれる活力のあるまちを実現するための決議
- 日程第 7 議員発議第 1 2 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 日程第 8 報第 1 1 号 公益財団法人イヨボヤの里開発公社の経営状況の報告について
- 報第 1 2 号 公益財団法人山北産業振興公社の経営状況の報告について
- 日程第 9 報第 1 3 号 令和元年度村上市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

- 日程第 1 0 報第 1 4 号 専決処分の報告について
- 日程第 1 1 議第 1 1 0 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第 1 1 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 1 2 議第 1 1 2 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 1 3 議第 1 1 3 号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 1 1 4 号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 1 1 5 号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 1 4 議第 1 1 6 号 村上市保育園等施設整備計画審議会条例の一部を改正する条例制定について
議第 1 1 7 号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第 1 1 8 号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
議第 1 1 9 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 1 5 議第 1 2 0 号 村上市森づくり基本計画策定委員会条例制定について
- 日程第 1 6 議第 1 2 1 号 令和 2 年度村上市一般会計補正予算（第 8 号）
- 追加日程第 1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について
- 追加日程第 2 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について
- 日程第 1 7 議第 1 2 2 号 令和 2 年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
議第 1 2 3 号 令和 2 年度村上市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
議第 1 2 4 号 令和 2 年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 8 議第 1 2 5 号 令和元年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 9 議第 1 2 6 号 令和元年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
議第 1 2 7 号 令和元年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第 1 2 8 号 令和元年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について
議第 1 2 9 号 令和元年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第 1 3 0 号 令和元年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議第 1 3 1 号 令和元年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議第 1 3 2 号 令和元年度村上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第 1 3 3 号 令和元年度村上市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議第 1 3 4 号 令和元年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第135号 令和元年度村上市上水道事業会計決算認定について

○出席議員（22名）

1番	上村正朗君	2番	菅井晋一君
3番	富樫雅男君	4番	高田晃君
5番	小杉武仁君	6番	河村幸雄君
7番	本間善和君	8番	鈴木好彦君
9番	稲葉久美子君	10番	鈴木一之君
11番	渡辺昌君	12番	尾形修平君
13番	鈴木いせ子君	14番	川村敏晴君
15番	姫路敏君	16番	川崎健二君
17番	木村貞雄君	18番	長谷川孝君
19番	佐藤重陽君	20番	大滝国吉君
21番	山田勉君	22番	三田敏秋君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
総務課長	竹内和広君
企画財政課長	東海林豊君
自治振興課長	渡辺律子君
税務課長	長谷部俊一君
市民課長	八藤後茂樹君
環境課長	田中章穂君
保健医療課長	信田和子君
介護高齢課長	小田正浩君
福祉課長	木村静子君
こども課長	中村豊昭君
農林水産課長	大滝敏文君

地域経済 振興課長	山田和浩	君
観光課長	大滝	君
建設課長	伊与部善久	君
都市計画課長	大西敏	君
上下水道課長	山田知行	君
会計管理者	大滝慈光	君
農業委員会 事務局長	小川良和	君
代表監査委員	小田健司	君
選管・監査 事務局長	佐藤直人	君
消防長	鈴木信義	君
消防本部次長	小島邦広	君
学校教育課長	菅原明	君
生涯学習課長	板垣敏幸	君
荒川支所長	平田智枝子	君
神林支所長	石田秀一	君
朝日支所長	岩沢深雪	君
山北支所長	斎藤一浩	君

○事務局職員出席者

事務局長	小林政一
事務局次長	内山治夫
書記	中山航

午前10時00分 開 会

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから令和2年第3回定例会を開会いたします。

市長から招集のご挨拶をお願いいたします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。本日、令和2年村上市議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には公私ともにお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日提出をいたしました議案は、報告4件、人事案件2件、専決処分の承認1件、条例の改正6件、指定管理者の指定1件、条例の制定1件、補正予算4件、決算認定11件の合わせて30件であります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

○議長（三田敏秋君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、9番、稲葉久美子さん、20番、大滝国吉君を指名いたします。ご了承を願います。

日程第2 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

最初に、議会運営委員長から本定例会の会期日程案及び議案の取扱いについて報告をお願いいたします。

議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員長 尾形修平君登壇〕

○議会運営委員長（尾形修平君） 皆さん、改めましておはようございます。それでは、会期日程案及び議案の取扱いについてを申し上げます。

令和2年第3回定例会の会期及び議案の取扱いを協議するため、去る8月25日午前10時から市役所第1委員会室において、委員8名、議長、副議長、各常任委員長、総務課長、総務課参事並びに議会事務局長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。その協議内容と結果についてご報告

をいたします。

会期につきましては、本日9月2日から9月30日までの29日間といたしました。

審議日程につきましては、本日の本会議で諸般の報告の後、即決事件の審議を行い、採決の後、残る議案の上程を行い、それぞれ提案理由の説明を求めた後、各常任委員会へ付託いたします。また、一般会計補正予算及び一般会計歳入歳出決算の認定に係る審査については特別委員会を設置し、これを審査することといたしますので、よろしく願いいたします。

7日、8日及び9日の3日間は本会議を開催し、一般質問を行います。

11日、14日は総務文教常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会の分科会、15日、16日は市民厚生常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会の分科会、17日、18日は経済建設常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会の分科会をそれぞれ開催し、付託議案の休会中の審査及び一般会計予算・決算審査特別委員会の各分科会で付託議案の休会中の審査をお願いいたします。したがって、各分科会での審査を総括するため、25日には全体会を開催し、各分科会長から審査の報告を受けた後、採決を行い、一般会計予算・決算審査特別委員会の審査をご決定いただきます。

9月30日は、本会議を開催し、各委員長から委員会の審査結果を受けた後、採決を行います。

なお、追加議案が上程された場合は、当日審議を行い、即決といたします。

次に、議案の取扱いについてを申し上げます。議会側提案の請願第3号及び第4号については、単独上程、紹介議員の補足説明の後、いずれも市民厚生常任委員会へ付託いたします。

議員発議第11号及び第12号につきましては、単独上程、質疑、討論の後、即決といたします。

理事者側の議案の取扱いについては、以下議案名を省略させていただきますが、報第11号及び報第12号については、一括上程とし、一括質疑の後、報告を終わります。

報第13号及び報第14号については、それぞれ単独上程とし、質疑の後、報告を終わります。

次に、議第110号及び議第111号の2議案については、一括上程、一括質疑の後、討論を省略し、それぞれボタン式投票による即決といたします。

次に、議第112号については、単独上程とし、質疑、討論の後、ボタン式投票による即決といたします。

議第113号から議第120号までの条例の一部改正並びに指定管理者の指定等の8議案については、それぞれ各常任委員会に付託することとし、議第113号から議第115号までの3議案については、一括上程、一括質疑の後、総務文教常任委員会へ、議第116号から議第119号までの4議案については、一括上程、一括質疑の後、市民厚生常任委員会へ、議第120号については、単独上程、単独質疑の後、経済建設常任委員会へ付託いたします。

議第121号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第8号）については、単独上程、質疑の後、一般会計予算・決算審査特別委員会へ付託いたします。

次に、議第122号から議第124号までの令和2年度村上市特別会計及び各事業会計の補正予算の3議案については、一括上程、一括質疑の後、議第122号は市民厚生常任委員会へ、議第123号及び議第124号の2議案は経済建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

議第125号 令和元年度村上市一般会計歳入歳出決算認定については、単独上程とし、質疑の後、一般会計予算・決算審査特別委員会へ付託いたします。

最後に、議第126号から議第135号までの令和元年度村上市各会計歳入歳出決算の認定については、一括上程、一括質疑の後、議第126号及び議第127号の2議案は総務文教常任委員会へ、議第129号から議第131号までの3議案は市民厚生常任委員会へ、議第128号及び第132号から議第135号までの5議案は経済建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

次に、一般質問の通告は、8月27日の正午で締め切ったところ、15名の通告がありましたので、9月7日は5名、8日は5名、9日も5名が3日間の日程で本会議において一般質問を行うことといたします。

最後に、討論の通告及び請願・陳情に伴う意見書の提出期限は9月28日、その他の意見書の提出期限は9月10日のそれぞれ正午となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で議会運営委員会の協議の内容と結果についてのご報告を終了いたします。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 委員長、ご苦労さまでございます。

議案の日程あるいは審査方法については、何ら問題はないのかなと、こういうふうに思うのですが、ただ1つ、議会運営委員会でちょっと諮っていただきたいことがあるのですが、先般も議長には申し上げておいたのですが、今定例会、そして前回の定例会は傍聴席が2つ置きに1人、いわゆる3分の1、本来70人ぐらい入るところが20人ぐらい、二十数人というかな、満杯で、そういう状態でやっておられますけれども、議場そのものというのは、議員のところもみんなパネルついていますし、また今定例会からは理事者側のほうもパネルついています、全員そろった中でこれはできると。でも、議場そのものは、傍聴者がいて初めて議場と私は思います。したがって、今定例会は、このような形でまた行われるのかなと思いますが、12月定例会に向けて一応議会運営委員会で諮っていただいて、傍聴席もやっぱり、1つ置きで半数ですから、できる形をちょっと考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 議会運営委員長。

○議会運営委員長（尾形修平君） この件につきましては、先般姫路議員からもお話ございましたし、今回の9月定例会に関しましては、現状の状況でさせていただきたいと思います。

また、12月定例会に向けてのお話でありますけれども、コロナ禍の状況で、市内の状況を勘案しながら、前向きに検討させていただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 議場は広いので、恐らく傍聴席から何かを発するという事はほとんど有り得ないので、その辺もしっかりと考えていただいて、ご検討いただきたいなど、こういうふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、お手元に配布の日程表により本日から9月30日までの29日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から9月30日までの29日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いいたします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 諸般の報告について申し上げます。

初めに、このたび市民の皆様の安全・安心を守る立場の消防職員が酒気帯び運転により自損事故を起こすという本来あってはならない事案が発生をいたしました。昨年度にも同様の事案があり、職員の交通法規の遵守並びに交通安全の徹底につきましては、再三にわたり注意を喚起してきたにもかかわらず、再びこのような事案を起こしたことは極めて遺憾であり、市民の皆様並びに議員各位に深くおわびを申し上げる次第であります。本件の概要であります。8月9日の夜、消防職員が自宅などで飲酒をした後、自家用車を運転し、国道7号、村上瀬波温泉インターチェンジ付近でガードレールに衝突する自損事故を起こしたというものであります。その際警察が呼気検査を実施したところ、基準値を超えるアルコールが検出されたものであります。処分につきましては、当該職員を8月21日付で懲戒処分による免職といたしました。また、上司につきましても管理監督責任から訓告としたほか、事の重大性から市長及び副市長の給与を減額することとし、本定例会に提案をさせていただいているところであります。

次に、入札公告における個人情報の流出についてであります。本市発注工事等の入札公告に関する情報をホームページに公開した際、工事箇所周辺の土地または建物の所有者名、地番が記載された工事平面図を誤って掲載してしまっていたことが8月7日に判明をいたしました。過去の事案も

含め確認作業を行ったところ、情報が保存されていた平成30年度以降の入札について、60件、394名の方の情報が記載された工事平面図の掲載が確認されました。関係者の皆様には多大なご迷惑、ご心配をおかけすることとなりました。深くおわびを申し上げますとともに、改めて全職員に対し、適正な事務の執行を徹底するとともに、再発防止に職員一丸となって取り組むよう指示をいたしたところであります。

次に、令和2年7月豪雨による被害の状況についてであります。市内77か所の農地農業施設、林業施設、土木施設などで被害が判明をしております。施設の種類ごとの被害状況につきましては、配付の資料のとおりであります。また、松沢地内において、民家の裏山が崩れたことから、1世帯に対し避難指示を発令いたしました。避難者の方には、裏山の復旧工事が終了するまでの間、市営住宅に避難をしていただいておりますが、安全な状態が確保されたため、昨日9月1日に避難指示を解除し、現在はご自宅に戻っております。なお、このタイミングで市の災害対策本部も解散をいたしたところであります。令和2年7月豪雨においては、本市におきましても浸水被害のおそれが生じたことから、自主避難所を開設したところではありますが、コロナ禍における自主避難所の開設ということで、3つの密を避ける装備や自主避難者の健康管理を取りあえずするといった新たな業務を実施しての運営を行ったところあります。このことを受け、先日実施をいたしました防災訓練では、コロナ禍における避難所運営を市民の皆様のご協力をいただきながら実施をいたしたところあります。現在新型コロナウイルス感染症の感染予防、感染の拡大防止のため、場合によっては指定された避難所だけでなく、親戚や友人宅といった選択肢、また自宅での垂直避難など、状況に応じた避難行動を取るよう、新たな生活様式を実践する中での避難行動にも取り組んでいくことが必要となります。加えて、避難所における3密を避けるため、旅館などのご協力をいただきながら新たな避難場所の活用も図ることとして、現在温泉旅館組合との協定を締結しているところあります。これら新たな取組を含め、このたびの防災訓練での避難所運営の状況を検証し、コロナ禍における市民の皆様を守る避難所運営の在り方、そして制度をさらに向上させていくことといたしているところあります。このたびの大雨の被害に係る初動の費用及び復旧費用に関しましては、7月31日に令和2年度一般会計補正予算（第7号）を専決処分とし、復旧に当たったところあります。

次に、災害時における相互応援に関する協定の締結についてであります。昨日9月1日付で、かねてから協議を進めてまいりました東京都荒川区との間で、災害時における相互応援に関する協定を締結をいたしました。これにより、いずれかが被災した場合、災害時に必要となる資機材や物資の提供、職員の派遣、被災者の一時収容施設の提供等について相互に応援を行うこととなります。本市におきましては、これまでも広範、また激甚化する災害に備えるため、他地域の自治体との相互応援協定を締結してきたところありますが、このたびの東京都荒川区との協定の締結により、これまで以上に災害発生時の備えの充実が図られることになると考えているところあります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策の状況についてご報告を申し上げます。新潟県が7月31日に注意警戒レベルの第1段階である注意報を発令し、感染予防並びに感染拡大防止を呼びかけている中、夏休みやお盆の帰省シーズンを迎えたわけではありますが、本市においても帰省やレジャー等で来訪される方が見受けられました。瀬波温泉海水浴場や笹川流れ等の海岸の入り込みとしては、ピーク時で例年の5割程度の状況であったわけではありますが、市ではそれぞれの海水浴場において3密対策を呼びかける看板を設置するなど、来場者に感染の予防への協力をお願いするとともに、パトロールを実施し、感染の予防、感染の拡大防止に努めてまいりました。心配されておりました市内における感染は、現時点で確認されておりません。本市に来訪された方はもちろんですが、市民の皆様一人一人の感染防止への取組のおかげであると感謝を申し上げる次第であります。しかしながら、本県を含め全国的には、日によって数の増減はあるものの、連日新規感染者が報告されている状況にあります。本市におきましても、いつ感染が確認されてもおかしくない状況にあるわけです。改めて市民の皆様には3つの密を避ける新しい生活様式を実践していただきながら、感染の予防、そして感染の拡大防止に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

その上で、依然として感染者やそのご家族といった関係者、そして治療に当たっていただいている医療従事者に対するいわれのない差別があります。こうした行為、差別は決して許されるものではありません。恐れるべきはウイルスであり、人ではありません。これまでも数次にわたって呼びかけをいたしてきたところではありますが、改めて市民の皆様には冷静な行動に努めていただきますよう重ねてお願いを申し上げます。

また、現在の全国的な感染状況を踏まえ、今シーズンの蒲萄スキー場の営業につきましては休止することといたしました。昨シーズンの暖冬少雪による営業休止に続いて、今シーズンは新型コロナウイルス感染症の影響による営業休止と、施設の休止が続くこととなるわけではありますが、市民の皆様を感染のリスクから守り、感染の拡大を防止するといった観点から判断させていただいたものであります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に関する各支援策のこれまでの状況につきましては、配付の資料のとおりとなっております。

また、7月29日の第3回臨時会でご議決をいただきました市民の皆様への生活支援を中心とした各支援策につきましても、順次実施をいたしているところでもあります。引き続き市民生活の支援、そして市内経済の回復に向けての支援といった幅広の対応を継続していくことが必要であると考えているところでもあります。商工会議所、商工会並びに金融機関団をはじめとした各産業界の関係機関、団体の皆様との情勢分析につきましても、現在4巡目となっております。今後市議会特別委員会でのご議論もいただきながら、不断の対応を講じてまいりたいと考えているところでもありますので、議員各位におかれましても格段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、令和2年第2回定例会でご報告申し上げました以後の各報告事項についてであります、火災の発生状況につきましては、建物火災が4件であります。寄附の申出につきましては15件で、多くの善意が寄せられております。ふるさと村上応援寄附金につきましては、本年5月から7月までの間に2,460件、総額で4,585万7,000円の申込みを受けることができました。皆様の善意に深く感謝申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 請願第3号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助創設を求める請願

○議長（三田敏秋君） 日程第4、請願第3号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助創設を求める請願を議題といたします。

紹介議員から特に補足して説明することがありましたら発言を許します。

4番、高田晃君。

〔4番 高田 晃君登壇〕

○4番（高田 晃君） ただいま議題となっております請願第3号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助創設を求める請願について、紹介議員は私高田晃であります。補足説明を申し上げ、所管常任委員会へ審査を求め、議会全体での賛同を賜りたくお願い申し上げる次第であります。

請願第3号の請願者は、村上市山居町1丁目8番47号、全日本年金者組合村上・岩船支部長、小林善明氏であります。請願の要旨、理由は、配付されております請願文書表のとおりであります、皆様に趣旨をご理解いただくために補足説明させていただきます。

加齢性難聴は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活を不便にし、生活の質を落とす大きな原因になるばかりか、最近ではコミュニケーションが減り、会話によって入ってくる情報が少なくなることで脳の機能低下につながり、鬱や認知症の危険因子になることも指摘されています。この聞こえの悪さを克服し、音や言葉を聞き取れるようにし、日常生活を快適にできるよう補完するのが補聴器です。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差ないと言われておりますが、一方で補聴器の使用率は欧米諸国と比べると大きな開きがあります。この背景には、日本において補聴器が高額であることと補助制度の不十分さがあります。

身体障がい者である高度・重度難聴者の場合は補装具支給制度により、また中等度難聴の場合は医療費控除により負担軽減されますが、その対象はごく僅かであり、多くの人は自費で購入しています。この高額な価格と補助制度の不十分さが特に年金暮らしの高齢者の補聴器の使用を妨げてい

ます。欧米では、補聴器購入に対する補助制度が既に確立されていますが、日本では一部の自治体で加齢性難聴者の補聴器購入制度を行っているのみです。

冒頭で申し上げましたとおり、耳が聞こえにくい、聞こえないことが高齢者の社会参加や再雇用などの大きな障がいとなっています。高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごせることができれば、認知症の予防、健康寿命の延伸、ひいては医療費の抑制にもつながるものであります。

詳細につきましては、所管常任委員会の際に請願者から説明があると思いますので、ぜひ請願者の意をお酌み取りいただきまして、議員の皆様方にご審議いただき、採択賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

- 議長（三田敏秋君） ただいま議題となっております請願第3号については、会議規則の規定により、請願文書表のとおり市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第5 請願第4号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書の提出を
求める請願

- 議長（三田敏秋君） 日程第5、請願第4号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員から特に補足して説明することがありましたら発言を許します。

4番、高田晃君。

〔4番 高田 晃君登壇〕

- 4番（高田 晃君） ただいま議題となっております請願第4号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書の提出を求める請願について、紹介議員は私高田晃であります。補足説明を申し上げ、所管常任委員会に審査を求め、議会全体の賛同を賜りたくお願い申し上げる次第であります。

請願第4号の請願者は、村上市山居町1丁目8番47号、全日本年金者組合村上・岩船支部長、小林善明氏であります。請願の要旨、理由は、配付されております請願文書表のとおりであります。皆様に趣旨をご理解いただくため、補足説明させていただきます。

昨年12月、政府の全世代型社会保障検討会議が75歳以上の高齢者医療の窓口負担について、負担能力に応じたものへと改革していくとして、一定所得以上の人は医療費の窓口負担割合を2割とすることの中間報告がされ、団塊の世代が75歳以上になり始める2022年までに実施できるよう法制上の措置を講ずるとしています。

こうした報告に対して、全国後期高齢者医療広域連合協議会や老人クラブ、医療関係団体などから、後期高齢者医療制度に関する要望書や制度の根幹である高齢者に必要な医療を確保するという

観点から現状維持に努めることなど、負担増についての検討中止を求める意見が相次いで出されているほか、中央社会保障推進協議会、全日本年金者組合、日本高齢期運動連絡会などから75歳以上の医療費2割化反対署名に50万筆が集約され、国会に提出されました。

この制度が実施されれば、高齢者の生活はますます苦しくなっていきます。高齢者の所得の8割は公的年金が占め、約7割の世帯は公的年金のみで生活していると言われております。さらに、高齢者の貧困化の深まりで生活保護を受給している高齢者世帯が増えており、これ以上の負担は大幅な受診抑制を引き起こし、高齢者の生存権が脅かされることとなります。

詳細につきましては、所管常任委員会の際に請願者から説明があるということではありますが、後期高齢者の暮らしと健康、命を守るために、ぜひ請願者の意をお酌み取りいただきまして、議員の皆様方にご審議いただき、採択賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） ただいま議題となっております請願第4号については、会議規則の規定により請願文書表のとおり市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第6 議員発議第11号 新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見のない、誰もが元気あふれる活力のあるまちを実現するための決議

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議員発議第11号 新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見のない、誰もが元気あふれる活力のあるまちを実現するための決議を議題といたします。

提出者に提案理由の説明をお願いいたします。

12番、尾形修平君。

[12番 尾形修平君登壇]

○12番（尾形修平君） それでは、ただいま上程されました議員発議第11号 新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見のない、誰もが元気あふれる活力のあるまちを実現するための決議について、提案理由の説明を申し上げます。

本市においては、市長をはじめ職員を挙げて、このコロナ禍に早急な対応を行い、幸いにしているまだ感染者の発生は確認されておりましたが、いつ発生しても不思議ではない状況が続いております。

本市議会は、この新型コロナウイルス感染症に対応するため、特別委員会を立ち上げ、緊急申入れや提言を行い、対応をしてきたところでございますが、報道では感染者やその家族、医療関係者の方々に対していわれのない偏見や差別が見られます。

本日は、日々感染のリスクと向き合いながら最前線で闘っている医療従事者やその家族、関係する仕事に従事される方々等に、議員全員がブルーローズのシルクフラワーを着用し、敬意と感謝の気持ちを表し、臨んでいます。

この決議は、新型コロナウイルス調査対策特別委員会で審議され、提案されたものです。

以下、本文を読み上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染者数が累計約7万人となる中、新規感染者の発生が高い水準で続く地域や集団感染の発生が起きるなど、感染の収束が見込めないという「新たな困難に直面」しているとも言える状況下にあります。

このような状況下において、私たちは正しい情報・知識を持って一人ひとりが冷静に行動することで、自らの命が守られ、そして大切な人の命を守るということをもう一度自覚し、この困難な状況を乗り越えるための行動を取らなければなりません。

全国では、感染された方やその家族、医療従事者やその関係者に対するいわれのない差別が起っています。新型コロナウイルス感染症という病気を理由にした差別や、医療従事者であるといった職業によって排除しようとする行為は、決して許されるものではありません。

村上市民憲章は、唱和文に「はぐくもう 愛と思いやりのこころを」とうたいます。我々村上市民が「ウィズコロナ」の時代の「新しい社会環境」づくりを共に進めることで、お互いに支え合い、思いやりの心を育て、家族や地域、郷土への愛を育み、「誰もが元気あふれる活力のあるまち」が実現されるよう、村上市議会は以下について決議いたします。

1つ、新型コロナウイルス感染症の感染者をはじめ、その家族及び接触者等に対する差別的な言動または排除するような行為を行わないこと。

2つ、日々感染のリスクと向き合いながら最前線で闘っている医療従事者やその家族、関係する仕事に従事されている方々をはじめ、配送業や清掃業など私たちの社会生活を支えてくださっている方々に対する敬意と感謝の気持ちを忘れないこと。

3つ、市は個人情報に十分に配慮しつつ、これら事項が確実に行われるよう広報・周知に努めること。

このたびの議案提出に当たっての賛成者は、小杉武仁議員、河村幸雄議員、長谷川孝議員、鈴木一之委員、川崎健二議員、川村敏晴議員、大滝国吉議員、そして提出者は私尾形修平であります。

以上、会議規則第14条の規定により提出するものであります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第11号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第11号は原案のとおり可決されました。

ただいま新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見のない、誰もが元気あふれる活力のあるまちを実現するための決議を全会一致で議決をいただきました。この決議に当たって、我々村上市議会は、観光振興のためのポロシャツに医療従事者や関係者の皆様、そして社会生活を支えていただいている皆様への敬意と感謝の気持ちを表す青色のバラの花をつけて臨みました。青いバラの花言葉は夢かなうです。どうか我々村上市民がウィズコロナの時代の新しい社会環境づくりを共に進め、よりよい未来の村上市をつくっていくよう、議長である私からも重ねてお願いをします。よろしくお願いを申し上げます。

日程第7 議員発議第12号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議員発議第12号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明をお願いいたします。

12番、尾形修平君。

[12番 尾形修平君登壇]

○12番（尾形修平君） ただいま上程されました議員発議第12号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は戦後最大の経済危機に直面しております。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより、来年度においても地方税・地方交付税など一般財源の激減が避け難くなると懸念されております。

地方自治体では、医療介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など、喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想されるため、地方財源の確保を国や県に強く要望するために提出するものであります。

なお、全国市議会議長会においても、同じ内容で国や県に対して要望されているところであります。

このたびの議案提出に当たっての賛成者は、小杉武仁議員、河村幸雄議員、長谷川孝議員、鈴木

一之議員、川崎健二議員、川村敏晴議員、大滝国吉議員であります。そして、提出者は私尾形修平であります。

以上、会議規則第14条の規定により提出するものであります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第12号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第12号は原案のとおり可決されました。

日程第8 報第11号 公益財団法人イヨボヤの里開発公社の経営状況の報告について

報第12号 公益財団法人山北産業振興公社の経営状況の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第8、報第11号 公益財団法人イヨボヤの里開発公社の経営状況の報告について並びに報第12号 公益財団法人山北産業振興公社の経営状況の報告についてを一括議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第11号及び報第12号につきまして、ご報告を申し上げます。

これら2件は、いずれも村上市が出資をいたしております2つの法人の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告するものであります。

最初に、報第11号は、公益財団法人イヨボヤの里開発公社の経営状況の報告についてであります。当該公社は、自然、伝統、文化、歴史的遺産、物産等の観光資源を掘り起こし、維持、保存し、これを有効に活用することにより、地域文化及び地場産業を基盤とした観光の振興並びに創造性豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的に運営をいたしております。平成18年度から指定管理者として村上市民ふれあいセンター、イヨボヤ会館、おしゃぎり会館等の管理運営に加え、平

成29年度からは新たに縄文の里・朝日の管理運営も行っております。令和2年度の事業計画は、同社の定款第4条の規定による観光振興や教育、文化、芸術振興等の公益目的事業及び同定款第5条の規定によるオリジナルグッズの製造、販売、そして施設管理等の収益事業を行うこととし、事業費は総額2億3,155万8,880円であります。また、令和元年度の事業実績についてであります。年度中、山形県沖を震源とする地震、また年度末を迎えたタイミングでの新型コロナウイルス感染症の拡大による行動の自粛などの社会情勢の大きな変化があったわけではありますが、計画されました公益目的事業であります観光PRや収益事業のオリジナルグッズの製造、販売、施設の管理事業など、それぞれ事業目的に沿って実施をいたしております。その収支は、配付の事業実績報告書のとおりであります。

次に、報第12号は、公益財団法人山北産業振興公社の経営状況の報告についてであります。当社の前身である財団法人山北町産業振興公社は、平成10年3月に設立され、以後農林業の担い手育成や作業支援、地域資源を活用した事業の取組により、地域産業の振興を目的に運営をいたしております。特に中山間地等の耕作条件が不利な地域における農作業の受託につきましては、国土の保全と山北地域の農業振興に大きく寄与しているところであります。令和2年度の事業計画についてであります。天候の影響を受けやすい米の生産を圃場条件に適した品種の作付と作業効率の向上、併せて適正な生育管理の下で反別当たりの増収を目指すとともに、全体目標として事業計画にあります数値達成に向け、取り組むことといたしております。次に、令和元年度事業実績では、事業収入が計画に対し100.7%、約46万円の増加となりました。内訳といたしましては、過年度米の精算や夏季降雨に伴う海岸保全業務等による増加に対し、暖冬により降雪量が少なく、道路除雪の収益が大きく減少したことでほぼ計画どおりの実績となったものであります。一方、支出面ではありますが、事業費及び管理費全般において経費の節減に努めました。その収支は、配付の事業実績報告書のとおりであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

8番、鈴木好彦君。

○8番（鈴木好彦君） それでは、ちょっとお伺いします。

令和元年度の決算書1ページをちょっとお願いできますでしょうか。この中に大きな2番の負債の部というところがありまして、流動負債の中の未払費用、これが前年度から比べると76%ほど増えておりまして、未払費用ですから、決算期、仮に前年度払っていなくても見込めるものは計上されているはずなので、これだけ大きな差が出てくるというその理由は何だったのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（大滝 寿君） すみません、今のところはっきりした理由が分かりませんので、後ほど答えさせていただきます。

- 議長（三田敏秋君） いいかな。
- 8番（鈴木好彦君） 次の質問のしようがありませんので、終わります。
- 議長（三田敏秋君） 17番、木村貞雄君。
- 17番（木村貞雄君） 伺います。

報第12号 公益財団法人山北産業振興公社の経営状況の報告についての令和2年度事業計画書及び収支予算書の1ページ、次のページですけれども、令和2年度の事業計画の中の一番上のほうの農業収益事業ですけれども、3番目の田植・施肥、この関係、前年度が3.6ヘクタールで、今年度は1.8ヘクタールでちょうど半分になったわけですけれども、昨年度の状況見ますと41万8,000円となっておりますが、単純に計算すると面積が半分になったのですが、それにしても15万円とかなり金額下がっているのですが、その件について伺いたいと思います。

- 議長（三田敏秋君） 農林水産課長。
- 農林水産課長（大滝敏文君） お答えします。

田植・施肥、こちらについては公社が担う面積が減少したというふうなことで計画として挙げてあります。なお、詳細についてはちょっと、こちら記載のとおりということでご了承願いたいと思います。お願いします。

- 議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。
- 17番（木村貞雄君） もう一点。

その下のほうの補助金のところですが、最後の受取補助金等振替額のこの100万円というのは、備考のほうに機械購入時補助金の減価償却費相当分となっておりますが、その辺についてもう少し詳しくお伺いします。

- 議長（三田敏秋君） 農林水産課長。
- 農林水産課長（大滝敏文君） 公社でこれまでコンバインですとかドローン、トラクター、こちらのほう補助金を活用しながら導入しておりますけれども、この受取補助金等振替額につきましては、当年分の減価償却費相当分を収入として補助金の振替額を計上するというものでございます。

- 17番（木村貞雄君） 終わります。
- 議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第9 報第13号 令和元年度村上市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

- 議長（三田敏秋君） 日程第9、報第13号 令和元年度村上市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第13号につきまして、ご報告を申し上げます。

本案は、令和元年度村上市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により議会にご報告をするものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

午前11時10分まで休憩といたします。

午前10時57分 休 憩

午前11時10分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第10 報第14号 専決処分の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第10、報第14号 専決処分の報告についてを議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第14号につきましてご報告を申し上げます。

本件は、50万円以下の損害賠償であり、議会の委任事項のため、専決処分をいたしましたものであります。

令和2年6月11日、府屋地内の山北そらいろ保育園駐車場において、保育園が日よけ用に設置をしていましたパラソルが突風により飛ばされ、駐車場に駐車していた相手方車両を損傷させたものであります。管理上の瑕疵により発生した事故であり、相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、車両修繕料として13万592円を賠償するものであります。

なお、本件につきましては示談が成立いたしましたことから、このたびご報告をするものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第11 議第110号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第111号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議第110号及び議第111号の2議案は、いずれも人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第110号及び議第111号の2議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

これらいずれも人権擁護委員の推薦につきまして議会のご意見を求めるものであります。本市区域に置かれております人権擁護委員のうち2名の方が令和3年3月31日をもって任期満了となりますので、議第110号においては伊藤えり子氏を、議第111号においては和田勝義氏を適任と考え、引き続き推薦するものであります。

略歴につきましてはお示しのとおりであり、任期につきましては3年間となっております。

以上、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いないで直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いないで順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第110号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第110号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第111号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第111号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第12 議第112号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議第112号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第112号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和2年度村上市一般会計補正予算（第7号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会のご承認を求めるものであります。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,130万円を追加し、予算の規模を394億7,330万円にいたしました。

補正の内容といたしましては、7月の豪雨に伴う災害復旧経費の追加であります。

歳入におきましては、第20款繰越金で前年度繰越金7,130万円を追加をいたしました。

歳出におきましては、第7款商工費であらかわゴルフ場経費570万円を、第8款土木費では道路維持管理経費などで400万円を、第11款災害復旧費では林業施設災害復旧費などで6,160万円をそれぞれ追加をいたしました。

よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

7番、本間善和君。

○7番（本間善和君） それでは、一、二点お願いしたいと思います。

今回の専決の補正ですけれども、あらかわゴルフ場に施設維持保全業務委託料ということで570万円。その下のほうには、道路とか水辺とかという格好で同じ業務委託料、名称が同じなものですから、この同じ名称の内容、何の業務委託料になるのでしょうか。詳細をお聞きしたいと思いますが。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（大滝 寿君） お答えいたします。

あらかわゴルフ場の維持保全の部分につきましては、せんだって7月に起きました水害によりまして川の水が増水しまして、ゴルフ場全面に水が乗り上げました。その際に、ごみ、それから泥等の撤去費用のための委託費用ということで補正を上げさせていただいたわけです。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 引き続きで大変恐縮なのですが、建設課のほうも下のほうに全部同じ名称であるのですが、これらも全てそんな格好で、もしよければ、同じような。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（伊与部善久君） 同じような形でございます、雨降ってのり面から土砂が崩れてきて、その撤去の費用だとか、そういったものを計上させていただいております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） ということは、ここに計上したということが災害復旧にはならなかったという意図でこちらのほうに計上したという格好でよろしいでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（伊与部善久君） 災害復旧になるような工事にはならず、撤去だとか暫定的な処理だけのものになります。

○7番（本間善和君） 分かりました。

○議長（三田敏秋君） 17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 伺います。

災害復旧費の林業施設災害復旧費についてですけれども、先ほど市長のほうからも説明あったのですが、神林地区の松沢地域の山崩れの関係なのですが、あそこは平成16年ですか、あの頃一遍崩れたのですが、今現在でもそうですけれども、県のほうでは災害復旧についても私有地に土が崩れた場合は県のほうでは予算化してくれないのです。今回は、おかげさまで市のほうで除いてくれたので、ありがたかったのですが、その点についての部分の予算というのがどのぐらいかかったのですか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大滝敏文君） 松沢、宿田地内の住宅裏ののり面復旧工事、こちらでございますけれども、設計委託料で123万円ほど、それから工事請負費で約500万円ほどかかっております。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 私聞いたのは、その部分の土砂を片づける部分はどれぐらいかかったのかなと聞きたかったのですが、

○議長（三田敏秋君） 数量。数量なの、土砂の数量。

○17番（木村貞雄君） いえ、金額どのぐらいかかったのかなと。

- 議長（三田敏秋君） 農林水産課長。
- 農林水産課長（大滝敏文君） 工事請負費で約500万円ほどかかっております。
- 議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。
- 17番（木村貞雄君） 終わります。
- 議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。
これから議第112号をボタン式投票により採決をいたします。
投票を開始してください。
〔ボタン式投票〕
- 議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。
賛成全員です。
よって、議第112号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。
-

- 日程第13 議第113号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第114号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第115号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について

- 議長（三田敏秋君） 日程第13、議第113号から議第115号までの3議案を一括して議題といたします。
理事者から提案理由の説明を求めます。
市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

- 市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第113号から議第115号までの3議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。
最初に、議第113号は、村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。諸般の報告でご報告を申し上げます市職員の不祥事につきましては、私自身管理監督の責任者として深く責任を感じているところであり、この際市長及び副市長の給料を減額することといたしたいというものであります。減額の内容につきましては、令和2年10月から12月

までの3か月間、それぞれの給料月額を10%を減額するものであります。

次に、議第114号は、村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、消防団員の定員数の改正を行うとともに、併せて文言の修正を行うものであります。消防団員の定員数につきましては、本年4月1日時点において、条例定員数2,422人に対し現員数2,101人と大きな開きがあることから、総務省消防庁が従前示していた消防力の整備指針の算定方法をベースに、現状を加味した定員数2,176人に改正するものであります。なお、消防団の具体的な組織の編成につきましては、現在組織再編の検討作業を進めているところであり、本年度末までに再編計画を策定したいと考えているところであります。

次に、議第115号は、村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。現在上海府体育館として利用しております旧吉浦小学校体育館につきましては、老朽化が著しいことからその機能を停止することとし、平成31年3月31日に閉校となりました旧上海府小学校体育館にその機能を移し、新たに上海府体育館として利用しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） ご苦労さまでございます。

それでは、議第113号の市長さん給与減額の件なのですが、ちょっと言葉がこれでいいのか、こういう言葉を使うのかちょっとお聞きしたいのですが、100分の10に相当する額を加えた額を減じた額とするって、何か意味がよく分からないのですけれども、通常考えられるのは100分の10に相当する額を減じた額とすると言われれば、ああ、10%減じるのだなという。加えて減じるって、こういう用語なのですか。意味分からないです。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 非常に紛らわしい表現となっておりますが、この附則のところに「附則第9項の規定にかかわらず」という表現を加えさせていただいております。現在市長は、新型コロナウイルス感染症の形で今減額をしております、法制執務いろいろ調べたのですが、今までやっていた9項の規定を否定しないままさらに加える場合はこういう表現になるという法制執務上の処理となっているところであります。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 文章にするとこういうふうになりますけれども、大体10%、さらに10%削るとのことなのでしょうけれども、これでいいのかちょっと確認いたしました。

それともう一つ、逆に今度議第114号の消防の件なのですが、消防団の人数を、今2,422人以内を2,176人に改めるということであれば246人が減少すると。246人って相当な人数なのですが、前も、消防団に入っている人数が時代とともに減ってくると。いわゆる出ても入ってこないという

ような状況で減り続けていって、その状況を見てその数に合わせようと定数を変えているようなところもありましたけれども、本来であれば消防で必要な部分というのはいろんな部分で、いわゆる人員の削減を図る一番の要素というのは、例えば4人で水車を押していたのを今度自動に、エンジンつきになったから1人で十分だとか、あるいは業務の中でパソコンを取り入れたので、今まで手書きで5人でやっていたの1人いれば十分になったとか、そういった関連するものがあって初めて定数を削減していくというのが、考え方としてはそれが常なのですが、そういった何かがあって定数を減ずるのか、あるいはそういったその他の要因によって、人口減少に伴ってもうどうにもこうにもならないから定数そのものを考えているのか。何かそういう、これだからというインパクトのある何かありますか。

○議長（三田敏秋君） 消防本部次長。

○消防本部次長（小島邦広君） 市長の説明にありましており、従前総務省消防庁が定員数に関する算定方法というのを示しておりました。それを現在は地域実情に応じた数というふうに改正されておりますが、その元の算定方法をベースにいたしまして、改めて算定をし直しましたところ、消防団が保有するポンプ自動車、可搬ポンプ、その他の台数に対しまして、ポンプ自動車は5名、可搬ポンプについては4名という計算をいたしまして、車両に配置する隊員の数、それと地域実情に応じた避難誘導に必要な数というの算定をいたしましてこの数を出しております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 2,422名中246人減少ということは、定数の10%削減できるだけのそのことにインパクトがあるのか、納得できるのかという部分です。今答弁なされましたけれども、いわゆるいろいろな機械のことだのそういうことで削減が可能になるのだよという答弁なのでしょうけれども、私は所管外なのであれですけども、常任委員会の皆さん後ろで聞いていられると思いますけれども、徹底してこの辺を質疑していただいて、納得のいくご答弁で消防団の数を減らすということに、条例を変更するのだということをご諮ってもらいたいなと、そのように思って、私の質問を終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第113号から議第115号までの3議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第14 議第116号 村上市保育園等施設整備計画審議会条例の一部を改正する条例制定について

議第117号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例制定について

議第118号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議第119号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第14、議第116号から議第119号までの4議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第116号から議第119号までの4議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第116号は、村上市保育園等施設整備計画審議会条例の一部を改正する条例制定についてであります。村上市保育園等施設整備計画の策定対象施設に病児保育施設及び施設整備計画の策定に必要があると認められる施設を追加しようとするものであります。

次に、議第117号は、村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保の基準を緩和したほか、居宅訪問型保育事業所が提供する保育に保護者の疾患や障がい等により家庭において養育を受けることが困難な乳幼児に対する保育を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議第118号は、村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する府令の施行に伴い、家庭的保育事業者等による連携施設の確保の基準を緩和したほか、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、地域型保育事業を行うものに対する確認について、事業所が所在する市町村以外の市町村による確認を不要とするなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議第119号は、令和3年4月から指定しようとする公の施設に係る指定管理者の指定について議会のご議決をお願いするものであります。向ヶ丘保育園、みのり保育園に係る指定管理者の指定につきまして公募により指定しようとするものであり、指定管理期間を5年とするものであります。なお、選定の経過、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨等につきましては、指定管理者の指定に係る資料をお示しをいたしましたので、併せてご参照をお願いいたします。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

7番、本間善和君。

○7番（本間善和君） それでは、所管外なので、議第119号について、公の施設に係る指定管理についてお伺いしたいと思います。

現況ですけれども、この2つの保育園、向ヶ丘保育園、みのり保育園の今の現状として、正職員の数と臨時職員の数ちょっと教えていただきたいのですけれども。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（中村豊昭君） 向ヶ丘保育園が正職員が7、それから臨時職員が18でございます。みのり保育園が正職員が7、会計年度任用職員が14人であります。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 来年の4月からという格好での提案ですので、担当課のほうで今お聞きした中で、臨時職員のほうにすると32名ですか、合わせると32名ですけれども、この32名の来年の4月からの職場というのはどんなふうを考えているのですか。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（中村豊昭君） 一人一人がどこの就職先とかというふうなことではございませんが、指定管理をしていただきたい事業団体のほうにはその処遇についても十分見ていただくようなお話をしております。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 指定管理のこの資料というの私詳細読ませてもらいました。3ページにわたって非常に細かく書いてあるのですけれども、この職員の取扱い、こういう格好で運営していきたい、今までの保育園の職員、特に正職員は別として臨時職員についてはこんなふうに確保していきたいというような項目が一つもないのです。ただし、1つだけ言えるのが、ここに細かく書いてあるのが、向ヶ丘保育園、指定管理を受けた場合、向ヶ丘保育園、みのり保育園、今現在やっているあらかわ保育園、指定管理やっているわけですが、そこの保育園の職員たちは交流されたり、あらかわ保育園からみのり保育園へ園長やります、向ヶ丘保育園に園長やりますとかと、そういう細かいところまで書いてあるのだけれども、臨時職員のことについては一言も触れていないので、今課長のほうではそういうところもお話はしているということで、私はいいほうに話は聞いたのですけれども、そういうところ不安を与えないようにひとつ、今現在働いてる方々の職場を、このコロナの状況の中で路頭に迷うということのないようにひとつお願いしたいということで、これは要望です。お願いしたいと思います。

それから、もう一点いいですか。

○議長（三田敏秋君） だめです。

○7番（本間善和君） では、これで終わります。よろしく申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） これも所管外なので、ちょっと聞きたいのですが、議第118号です。これいわゆる保育園関係の内容、この条例の内容を変えていこうというやつ、大きく、なのでしょうけれども、ちょっと聞きたいのですけれども、我々議会に対してこども課の課長さんが、民間のいわゆる保育園事業者が今塩町のほうの土地に対して建設しようとしていると。定員は150人なのだということで、その話を区長会の、村上の区長会でしたか、役員会とかで持って行って説明なさったと聞いてのですが、そうなのですか。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（中村豊昭君） 議員の皆様にも全員協議会でそういうご説明させていただいた後に、村上地区の区長様全員ではないのですけれども、役員会と理事会がございますので、そちらで情報提供をさせていただきました。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） それで、区長会の役員会から私にも電話入って、恐らくいろんな議員さんにも行っているかと思うのですが、保育園が塩町に民間のができるというのは初耳なわけです。しかも、市長からそんなことは一言も出ていない、発信されていない。駅前に統合保育園つくろうとしているという部分も、いまだ残ったままどうなるのか分かっていない。3つ合わせれば150人どころではない定員数。第一保育園、第二保育園、山居町保育園、合わせば300人ぐらいになってしまう。どこの保育園が閉鎖されるのだろう、一緒になるのだろう。これは、市長、やっぱりこの条例変更を着々と進めていくのは分からぬでもないのですが、私はそういった大きくは方向性をしっかりと市民に向けて発信させて、どういう方向でいくのかをしっかりと伝えなければいけないと思うのです、市長、あなたの口で。こども課の課長が区長会の役員会に行って言う話ではないと思うのです。全てそれに沿って全体的に条例も変更され、その事業者がやりやすいと言ったら語弊ありますけれども、運営しやすい状況に、可能になってくるのかなとは思いますが、市長、どうですか、その辺。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 私から直接これまでも駅前、駅周辺のまちづくりの中で選択肢として子育て支援施設はあるだろうと、これまでの基本構想にありますから。ただ、それは幅広にやはり別な選択肢も含めて考えていかなければならないということは従来からずっと発信をしてきています。ですから、あそこの保育園については私のほうから直接、ご地元のほうも含めてでありますけれども、かなり今の基本構想についてはこれは流動的だよという話はしてきたつもりであります。それと、民間の事業者が村上市に保育園をつくりたいという話であります。これは、我々がどうこうできる話ではないわけありますので。ただ、村上市としては3つの保育園をいずれかの形にしなければいけないというのは、これまでも度々議会でご質問いただいたときも私のほうから申し上げさせて

いただきました。そうした流れの中で、私のほうからは、そういう状況があるのだから、しっかりと丁寧に説明をしていけという指示はさせていただいております。そのスキームの中で、まず議会にその状況、民間からこういうお申出があるという話を説明をさせていただいて、当然地元の住民の皆さん含めてその辺のところは非常に興味のある部分でありますし、大きな変革になると思いますので、その辺のところは丁寧に説明をしなければならない。そのステップの第一弾として、区長会、すぐ役員会、理事会があるというふうに聞きましたので、そこにはお話をすべきだろうという指示をしました。ですから、これはそういう形の中で一つ一つステップを踏んでつくってきているということだというふうに私は認識をしております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 市長、民間事業者が保育園として建設する話だから、行政としてとやかく言うというか、行政としてどうにもこうにもならない、民間事業者なのだからということは今話の前座で置きましたけれども、私はそこに決定的な今回に至っての間違があると思うのです。なぜかという、民間事業者もそれは事業者として保育園事業をしようとしてくるわけです。やっぱり村上市として、そういうことであればきちんとどういう方針の中でやるのか、それでそういう話を聞いてヒアリングして、村上市としてそれをどう受け入れて、どういうふうに発信していくのか、これがやっぱり行政のスタイルだと思うのです、民間事業者だから行政がはまれないとかではなくて。しかも、少子化の状態で子どもが今こういう状況で減っている。しかも、3つの保育園のどれなのだろうかと、本当に区長会の役員会では、何だ、えっという話になったかと思うのです。大体想像できます。市長が先頭切って民間の事業者をよくよく精査した上で、そして村上市としてそれを取り入れるのであればこうしたいというのは、市長の口から最初に、今までもいろいろ聞いてきた、こうであると言って説明なさっておりますけれども、やっぱり今後こうしたいというものを持って初めて形ができてくると思うのです。この条例の変更も含めて、だからこういうふうにしていくのだという形が整っていくと思うのです、何も悪いことしようとしているのではないのだから。私は、そこが少し足りないのかなと思っておりますが、いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 今回提案しているのは、省令、府令の一部改正に伴って、今うちが現状持っているやつの条例についての補正を行うということであります。議員からご指摘の、確かに保育行政というのは非常にこれから重要な視点だというのは、これはもう紛れもない事実でありまして、これまでも非常に慎重に、またスピード感を持ってやっていこうということで、原課も含めて政策調整の中でも議論されています。今後こういう形で進んでいくわけでありまして、そのタイミング、タイミングで丁寧に説明をしていくことは、これは私は全く否定しておりません。当然民間事業者が来ますので、うちがこれまで、先ほど申し上げましたとおり、計画をしていた内容の中に新たな保育園ができるわけでありまして、つくりたいというわけでありまして、市の今施設整備

計画持っていますけれども、そこに大きく影響するのは、これ当然であります。ですから、その部分に関してはこういうふうに変化をしていきますよということは、これからも逐次機会を捉えて私のほうからも説明をすべきときにはしていきたいというふうに思っています。

○15番（姫路 敏君） 以上、よろしくお願ひします。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませぬ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第116号から議第119号までの4議案については、議案付託表のとおり会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第15 議第120号 村上市森づくり基本計画策定委員会条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第15、議第120号 村上市森づくり基本計画策定委員会条例制定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第120号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、村上市森づくり基本計画策定委員会条例制定についてであります。森林の保全及び林業の振興に必要な森林整備を効果的に行うことを目的とした村上市森づくり基本計画の策定に関し、必要な事項について調査または審査するため、村上市森づくり基本計画策定委員会を設置しようとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第120号については、議案付託表のとおり会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第16 議第121号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第8号）

○議長（三田敏秋君） 日程第16、議第121号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第121号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和2年度村上市一般会計補正予算（第8号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億3,220万円を追加し、予算の規模を400億550万円にしようというものであります。

補正の主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策経費等について追加をしようというものであります。

歳入におきましては、第15款国庫支出金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などで3億4,936万7,000円を、第16款県支出金では介護基盤整備事業費補助金などで1,798万6,000円をそれぞれ追加し、第19款繰入金では新潟県厚生連村上総合病院移転新築支援基金繰入金などで6億3,432万円を減額し、第20款繰越金では前年度繰越金8,004万8,000円を、第22款市債では保健衛生総務債などで7億1,590万円をそれぞれ追加しようというものであります。

歳出におきましては、第2款総務費で新型コロナウイルス感染症緊急対策経費などで1億1,932万3,000円を、第3款民生費では生きがい活動支援経費などで6,403万2,000円を、第6款農林水産業費では農地等経費などで3,823万7,000円を、第7款商工費ではみどりの里経費などで4,061万3,000円を、第8款土木費では新型コロナウイルス感染症緊急対策経費などで1億3,246万2,000円を、第9款消防費では同じく新型コロナウイルス感染症緊急対策経費などで5,445万円を、第10款教育費ではGIGAスクール推進事業経費などで7,519万3,000円をそれぞれ追加しようというものであります。

第2表、債務負担行為の補正は、むらかみ病児保育センター指定管理料ほか1件の追加を、第3条、地方債の補正は、保健衛生債ほか5件の限度額の変更するものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） ご苦労さまです。

予算書の29ページ、保健体育施設ということで、体育施設経費ということで、生涯学習課で1,131万9,000円ということなのですが、先般も私ちょっと申し上げましたが、これはどんな内容ですか、具体的に。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（板垣敏幸君） 今回補正をお願いします内容の主なものとしましては、新型コロナウイルス感染症対策の一環としまして、屋内、屋外運動施設のトイレの洋式化を図るというようなことで、その設計委託及び工事請負費をお願いするというようなものが主なものでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 瀬波の体育館のバスケットボールゴール並びに山辺里にある農業改善センターにある体育館のバスケットボール、これはウェルネスむらかみが管轄しておりますが、そのバスケットゴールも30万円以上かかるという見込みで、上に上がったまま落ちてこない、いわゆるバスケットというスポーツができない状況にある、瀬波も山辺里も。こういったところがもう2年も3年もそのままになっていて、山辺里に至っては4年ぐらい前からそういう状況だという話。やっぱりこういうときにきちんと直すべきところは直して、しっかりと機能できるものにしておくべきですが、課長、どう思いますか。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（板垣敏幸君） バスケットゴールのつり下げ式の部分につきまして不具合があり、危険であるというようなことで使用を禁止しているというような状況でございます。こちらのほう、現場のほうも確認させていただきましたが、瀬波の体育館のほうにつきましては修繕が可能というようなことで現場のほう確認をいたしまして、現在その費用等について積算のほうを指示をしております。山辺里のほうの体育館につきましては、費用がかなり高額になるというようなことが見込まれますので、使用についてはこのまま継続して中止とするというような形が望ましいのではないかというような判断をしている……

〔「よく聞こえない。ごめんなさい」と呼ぶ者あり〕

○生涯学習課長（板垣敏幸君） 瀬波の体育館につきましては、修繕、直すというような形で現在経費のほうを算定を指示しております。山辺里のほうの体育館につきましても、つり下げ式のバスケットゴールですが、老朽化がかなり激しく、修繕にはかなり高額な経費がかかるというふうなことでありまして、こちらについては引き続き利用中止という形で体育館のほうの使用を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） あるものが使えない。しかも、何年もそのまま使えないような状況にしてあるということは決していいことではないはずで。高額になるってどのぐらいになるのか分かりませんが、やっぱりしっかりと見積りを取って、それが機能できる状態にするべきところはすると。これは、やっぱりいろんな部分で比較されるのは、今度スケートパーク場の話が随時出てくる。立派な施設です。立派な施設は施設でいいのでしょうけれども、今既存にある体育館で壊れているものはきちんと直しましょう、まず。使えるようにしましょう。やっぱりこういうところがこの予算の中に入ってこないと言えませんが、市長、どうでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） これまでも先行して設置をされてる施設、当然経年で劣化をしていって、老朽化もしていきます。逐次そういうものについては必要な都度対応をしていくということで、そう

いうスタンスで今までもやってきています。ただ、これは予算との兼ね合いがありますので、順次優先順位をつけているということになるわけでありますけれども、そういったことで全て、生涯学習課所管の施設にかかわらず、市が所管をします、管理をします公共施設について、押しなべてそういう形で対応しているということでございます。

○議長（三田敏秋君） 17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 伺います。

今回の補正は、大きく基金繰入金を減額して衛生債を、同じ金額だけれども、変更したと、起債を起こしたということですが、企画財政課長にお伺いしますけれども、村上総合病院の関係で予定はしておったかもしれませんけれども、要するに過疎債が充当されたと思うのですが、その辺について伺います。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（東海林 豊君） 今議員おっしゃいましたとおり、私ども村上総合病院のほうにつきましては過疎債ということで要望しておたわけですが、今回全体で8億7,500万円ということで補助金は予定しているわけでございますけれども、今回予算化をしまして6億5,480万円、これについて内示をいただいたということでございます。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 課長に関連してお伺いしますけれども、令和2年度に入って企画財政課でもそういった予定はしておるのですが、そういう過疎債とか、そういうものの思惑は現在課長として順調に進んでいると思われませんか。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（東海林 豊君） 過疎債につきましても全体の枠がございますので、100%確かにいただければ我々とするに非常にありがたいのですが、この辺は当初から見えない部分でございますので、できれば多くということでは予定はしておったところですが、予算上は基金繰入れということで今までやってきております。これからは追加要望は引き続きしていくわけですが、当初ということであれば全体の枠、ほかのところもあることございますので、つけていただいたということでこの範囲で、ついただけよかったということでもあります。

○17番（木村貞雄君） ありがとうございます。終わります。

○議長（三田敏秋君） 7番、本間善和君。

○7番（本間善和君） 時間押しているものですから、それでは明瞭簡単に。

建設課長だけお願いします。25ページの支出のほうなのですが、今回コロナ対策ということで新規に国費を使ってという格好で大きく、修繕料5,000万円、また先ほどと同じ名前出てくるけれども、施設維持管理保全料2,800万円、その下も河川とか云々で都市計画のほうも新規で上がっているものですから、どんなような工事をコロナ対策としてこれからやろうとしているのか、ちょっ

とその辺の詳細を教えてくださいたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（伊与部善久君） 今回コロナ対策の中の経済対策ということで、地域の業者に仕事を発注する中で、今回工事というよりも維持修繕関係で区長会等からのご要望も多々ございますので、そういったものやっけていくのと、それから委託料については、街路樹とか路肩の除草、そういったもので計上させてもらっています。そのほか河川の維持の委託の関係で、この間あたり大雨になっていますけれども、やっぱり阻害になっている流木等ございますので、そういったものの処理も含めて、維持修繕ということで今回発注する予定であります。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 課長、それコロナ対策と関係してくるの、河川の清掃とか云々とかそういう委託なんて。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（伊与部善久君） 地域の経済、コロナの関係でやっぱり経済が疲弊していることもありまして、経済対策の一部ということで発注を考えているものになります。

○7番（本間善和君） もう一問だよな。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） そうすると、先ほどの専決でやったやつと仕事同じではないの、仕事、経済で活性化するために発注するというので。どこが違うのですか。

○議長（三田敏秋君） 建設課長。

○建設課長（伊与部善久君） 先ほどの専決のやつにつきましては、いわゆる災害が発生して急遽土砂撤去とか流木、倒木等あったものを処理をしたものの経費でございます。今回のものについては、額も相当金額、交付金の中で対応するというので、多額の計上をさせていただいておるところでございます。

○7番（本間善和君） 質問できないね、もう一回。

○議長（三田敏秋君） 委員だから、幾らでもしてください。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

追加日程第1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

この際、ただいま議題となっております令和2年度村上市一般会計補正予算（第8号）及び令和元年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についての審査を行うため、お手元に配付の資料のとおり、

一般会計予算・決算審査特別委員会を設置し、審査を行うこととしたいと思います。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程第1、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について、令和2年度村上市一般会計補正予算（第8号）及び令和元年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についての審査を行うため、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置については決定をされました。

追加日程第2 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

ただいま設置されました一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議長において議長を除く全議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君は、一般会計予算・決算審査特別委員会の委員に選任をされました。

ただいま議題となっております議第121号については、予算付託表のとおり会議規則の規定によって一般会計予算・決算審査特別委員会に付託をいたします。

昼食休憩のため午後1時10分まで休憩といたします。

午後 0時07分 休 憩

午後 1時10分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

観光課長の発言

○議長（三田敏秋君） ここで観光課長から発言を求められておりますので、これを許します。

観光課長。

○観光課長（大滝 寿君） それでは、午前中の報第11号 公益財団法人イヨボヤの里開発公社の経営状況の報告についての鈴木好彦議員からの質問でございまして、貸借対照表2の負債の部の1、流動負債未払費用の増の理由はとのお尋ねでございましたが、未払金の主なものといたしましては、指定管理料の精算返納分、社会保険料事業主負担分、また委託料、それから通信費などの翌月の支払い分でございます。これは、例年変わらない項目ではございますけれども、今回の精算では新型コロナウイルスの影響によります施設の閉館に伴う指定管理料の精算部分の返納に係る部分の金額が特に大きかったものでございますので、確認が取れましたので、報告させていただきます。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ご了承ください。

日程第17 議第122号 令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第123号 令和2年度村上市下水道事業会計補正予算（第1号）

議第124号 令和2年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（三田敏秋君） 日程第17、議第122号から議第124号までの3議案は、令和2年度特別会計及び各事業会計の補正予算であります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第122号から議第124号までの3議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第122号から議第124号までは、令和2年度村上市各特別会計及び事業会計の補正予算についてであります。

最初に、議第122号は、令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8,420万円を追加し、予算の規模を78億3,850万円にしようというものであります。

補正の主な内容といたしまして、歳入におきましては、第1款保険料で第1号被保険者保険料61万6,000円を、第5款支払基金交付金では介護給付費交付金584万3,000円を、第9款繰越金では前年度繰越金1億7,764万8,000円をそれぞれ追加しようというものであります。

歳出におきましては、第4款基金積立金で介護保険給付費等準備基金積立金1億2,315万1,000円を、第6款諸支出金では国庫支出金等返還金などで6,111万3,000円をそれぞれ追加しようというものであります。

次に、議第123号は、令和2年度村上市下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

収益的収入及び支出において、支出で、修繕費及び工事請負費不足分として管渠費に906万2,000円、処理場費に761万円をそれぞれ追加し、量水器費用の予算の組替えといたしまして業務費を217万3,000円減額するものであります。また、総係費においては、委託料等429万6,000円を追加し、総額43億1,008万2,000円にしようというものであります。

資本的収入及び支出においては、収入では、企業債を3,190万円増額し、総額を35億6,900万3,000円とし、支出では、建設事業費に工事請負費等1,288万7,000円を増額するとともに、固定資産購入費に量水器費用として21万9,000円を追加することから、総額は49億5,428万2,000円となり、13億8,527万9,000円の不足となりました。この不足する額は、当年度分消費税等資本的収支調整額6,953万7,000円、当年度分損益勘定留保資金12億4,762万3,000円及び引継金6,811万9,000円で補填しようというものであります。

また、昨年度の旧会計分の未収・未払金が確定したことにより、当初予算第4条の2で定めた未収金の額を1億3,022万6,000円に、未払金の額を1億4,766万3,000円に補正しようとするものであります。

次に、議第124号は、令和2年度村上市簡易水道事業会計補正予算(第2号)についてであります。収益的収入及び支出において、支出で、修繕費に958万7,000円、その他特別損失に442万1,000円を追加し、総額を3億3,349万8,000円にしようとするものであります。

また、昨年度の旧会計分の未収・未払金が確定したことにより、当初予算第4条の2で定めた未収金の額1,452万5,000円に、未払金の額を1,705万8,000円に補正しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三田敏秋君) ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第122号から議第124号までの3議案については、予算付託表のとおり会議規則の規定によって各所管常任委員会に付託をいたします。

日程第18 議第125号 令和元年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長(三田敏秋君) 日程第18、議第125号 令和元年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長(高橋邦芳君) ただいま上程をいただきました議第125号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は令和元年度一般会計歳入歳出決算認定についてであります。令和元年度の村上市一般会計につきましては、令和2年5月31日に出納を閉鎖し、会計管理者によって決算が調製され、市長宛て提出されております。地方自治法第233条第2項の規定により決算書を監査委員の審査に付したところ、令和2年8月19日付で決算審査意見書が市長宛てに提出されましたので、この審査意見書を付し、議会のご認定をお願いするものであります。

決算の状況につきましては、歳入総額359億5,289万9,443円、歳出総額344億7,604万1,638円で、差引き14億7,685万7,805円を翌年度へ繰越いたしました。なお、繰越明許費繰越額2,444万円、事故繰越繰越額193万3,713円を差し引いた実質収支額は14億5,048万4,092円であります。

一般会計につきましては、当初予算及び補正予算の審議の際にご説明を申し上げました事項を事業の効率的な運営に努めながら、議会のご議決の趣旨に沿い、忠実に執行をいたしましたところであり、その結果、市政の着実な進展に成果を上げたところであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 歳入歳出決算書の、ちょっと確認からしていきますけれども、24ページ、備考の欄で説明がされておりますが、スケートパーク使用料ございますが、これが552万4,250円、これは使用料として上がってきたと。これが収入です、スケートパーク場の。それで、196ページ、備考の欄の一番下のほう、村上市スケートパーク経費ということで、これスケートパーク場の経費のことをうたっておるかと思うのですが、このスケートパークの経費、いわゆる利用料からこれ相当金額が離れていきますが、この中に人件費という部分が存在しておりませんけれども、なぜ人件費が存在していないのか、その辺教えていただきたいのですけれども。ただ、事務補助員賃金というのがあります、148万2,770円。この人1人で全部やっているわけではないのでしょうか、その辺はなぜ出てこないのかちょっと教えていただけますか。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（板垣敏幸君） スケートパークにつきましては、現在直営の施設ということでスポーツ推進室がそちらのほうに事務所を置きまして、通常のスポーツ推進事業の事務と併せて施設の管理業務等を行っておりますので、職員の人件費についてはこのスケートパーク経費の中に含まれてございません。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） ということは、スケートパーク場の運営に関わる人件費相当額というのは出ないということなのでしょうね、今の答弁だと。それともう一つは、工事請負費、次の欄、次のページ、198ページ、その欄の工事請負費116万6,000円でございますが、これは建ったばかりなのにこれだけの工事請負費が出てくるというのはどういうことでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（板垣敏幸君） こちらのほうにつきましては、スケートパークの給水管の取り出し口、公共ますの補償工事に係る経費で116万6,000円ということで、そのほか小修繕がございましてこの金額になってございます。

○15番（姫路 敏君） ちょっとよく聞こえないのだ、もやもや、もやもやして。私耳悪いのか本当に聞こえないのだ。ごめんなさい。もう一回お願いしたいのですが。

○議長（三田敏秋君） マイク近づけて。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（板垣敏幸君） こちらにつきましては、スケートパークの駐車場の部分から道路のほうに吐き出す給水管のます、そちらのほうの修繕工事を行ったということでの金額で116万6,000円を支出してございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） いやいや、建設で相当かけて、新品で出ているのに1年もたたないうちにまたその工事をしているというのはどういうことなのかさっぱり分かりませんが、ただ言えることは、一番冒頭に言いましたスケートパークの使用料552万4,250円に対して今言ったような経費も含めて2,198万3,882円の差が生じているわけです、それだけ、2,000万ぐらいの。今後やっぱりスケートパーク場、せっかくあれだけ立派にして建てているわけですから、何とか、直営とは言いながら、もっと活性化して利用料が上がるような考え方、取り組み方というのが非常にやっぱり注目される。いろいろな人が入ってきて随分、大いに利用されていますよみたいな宣伝は聞きますが、結果から言うところこういう結果でないですか、今のところ。そうやって考えてみると、これ全部補助金なしでしょう。市の単費です、維持管理関係になってくると。教育長、どういうふうにお考えですか、その辺のやりくりは。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 公共施設ということで、なかなか利益を上げることは難しいと思うのですが、今後なお一層運営工夫して、収益を上げることに組み込んでいかなければならないと思っております。

○15番（姫路 敏君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） お伺いいたします。所管外の事項でございます。基本的なところを教えてください。

一般会計歳入歳出決算書の126ページ、農林水産業費の中で、備考欄でいうと真ん中よりちょっと下ぐらいに有害鳥獣対策経費という経費の歳出がありますけれども、所管外ですので、大変基本的なことで申し訳ないのですが、この経費というのは、鳥獣被害防止対策という、電気柵作ったり、

駆除とかそういったことに使われるものであって、鳥獣被害による経済的な損失に対する支援ではないという理解でよろしゅうございますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大滝敏文君） 議員おっしゃったとおりでございます。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 最近南大平というところでイノシシの被害が、本格的な被害が今年何か初めて出たということでちょっと連絡があったのですけれども、被害に対する経済支援というか、補償というのは農業共済が基本、門外漢で非常に勉強不足で申し訳ないのですが、農業共済というのが基本なのだろうと思うのですけれども、田んぼの場合、田んぼ1筆の一部分だけでもイノシシが入って被害が生じてしまうとその田んぼ1筆分全体が出荷ができなくなってしまうということで、被害としては1枚分全部被害になってしまうと。農業共済のほうに話を持っていくと、食べたところとといいますか、イノシシが通ったところとか、稲を倒したり、直接的な被害を受けたところだけですので、農業共済から補償される額と実際農家の被害額のところに非常に乖離があるわけですので、それは農業共済の立てつけ上しようがない、仕方ないと言ってしまうとそれまでなのですが、例えば南大平だけではなくて村上市内たくさんあると思いますけれども、中山間地域で営農条件が非常に不利な中で一生懸命営農努力してくださっている方がたくさんいらっしゃると思いますし、中山間地だとまた後継者の関係もあって、電気柵作ってそれを維持管理するというのも非常に困難だということ、やっぱり営農意欲の減退とか耕作放棄につながっていく可能性もあるのではないかなと思いますけれども、決算の認定の話ではなくてちょっと関連の質問になって大変申し訳ないのですけれども、その辺のきめ細かなといいますか、農業共済プラス、なかなか市のほうの一般財源でというのは難しいと思うのですけれども、少しでも経済的負担をやわらげて、営農意欲の減退につながらないようなきめ細かな丁寧な支援を、今までもしていらっしゃると思うのですけれども、さらにちょっと工夫していただければなということで、質問というよりも要望になるのですけれども、何かその辺の市としてのご見解とか、をお聞かせいただければありがたいなと思うのですが。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大滝敏文君） まず、イノシシ被害がおっしゃるとおり結構急増しております。イノシシの例えば踏み倒しですとか、一部食害もあつたりするというふうにも聞いております。被害に遭われた補助につきましては、両JAが今農家に周知をしておりますが、被害に遭われたその箇所からちょっと離して刈取りをしていただいて、そして、JAにいがた岩船、JAかみはやしさんにその旨を申し出てくださいと、出荷はしていいよというふうなことになっております。これは、各農家にJAさんから文書でもって周知をしておりますし、村上市でも8月31日、それから9月1日に告知端末を使って農家さん向け周知をさせていただいているところでございます。それと、今

回有害鳥獣対策というふうなことで電気柵、これが有効な手段であるというふうを考えておるわけ
でございますけれども、今ちょうど来年の、国の補助金を活用したものもでございますので、予算確
保に向けて、各集落199集落に対しまして要望を今調査しているところであります。そういうことで、
今まで以上に対応してまいりたいなというふうと考えておるところでございます。

○1番（上村正朗君） 大変ありがとうございました。また引き続きご支援をよろしく申し上げます。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第125号については、決算付託表のとおり会議規則の規定によっ
て一般会計予算・決算審査特別委員会に付託をいたします。

日程第19 議第126号 令和元年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定につい
て

議第127号 令和元年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

議第128号 令和元年度村上市葡萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

議第129号 令和元年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

議第130号 令和元年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
について

議第131号 令和元年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい
て

議第132号 令和元年度村上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

議第133号 令和元年度村上市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

議第134号 令和元年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

議第135号 令和元年度村上市上水道事業会計決算認定について

○議長（三田敏秋君） 日程第19、議第126号から議第135号までの10議案は、令和元年度各特別会計
歳入歳出決算認定並びに上水道事業会計決算認定についてであります。これを一括して議題といた

します。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第126号から議第135号までの10議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第126号から議第134号までは、令和元年度村上市各特別会計歳入歳出決算認定についてであります。議第135号は、令和元年度村上市上水道事業会計決算認定についてであります。上水道事業会計を除く令和元年度の村上市各特別会計のうち下水道事業特別会計、集落排水事業特別会計及び簡易水道事業特別会計の3会計は、令和2年度からの地方公営企業法適用のため、令和2年3月31日付で打ち切り決算を行っており、その他の6会計につきましては令和2年5月31日に出納を閉鎖し、会計管理者によって決算が調製され、市長宛て提出されているところであります。地方自治法第233条第2項の規定により決算書を監査委員の審査に付したところ、令和2年8月19日付で決算審査意見書が市長宛てに提出されましたので、この審査意見書を付して議会のご認定をお願いするものであります。

最初に、議第126号の土地取得特別会計決算は、歳入総額、歳出総額ともに4,022万6,040円であります。

次に、議第127号の情報通信事業特別会計決算は、歳入総額5億2,066万7,611円、歳出総額5億1,124万9,426円で、差引き941万8,185円を翌年度へ繰越いたしました。

次に、議第128号の葡萄スキー場特別会計決算は、歳入総額3,270万105円、歳出総額3,168万9,280円で、差引き101万825円を翌年度へ繰越いたしました。

次に、議第129号の国民健康保険特別会計決算は、歳入総額61億8,670万1,659円、歳出総額60億724万9,792円で、差引き1億7,945万1,867円を翌年度へ繰越いたしました。

次に、議第130号の後期高齢者医療特別会計決算は、歳入総額7億828万9,218円、歳出総額7億811万7,470円で、差引き17万1,748円を翌年度へ繰越いたしました。

次に、議第131号の介護保険特別会計決算は、歳入総額79億9,702万4,283円、歳出総額78億1,907万4,828円で、差引き1億7,794万9,455円を翌年度へ繰越いたしました。

次に、議第132号の下水道事業特別会計決算は、歳入総額44億5,296万8,571円、歳出総額43億9,441万3,272円で、差引き5,855万5,299円を下水道事業会計へ引継ぎをいたしました。

次に、議第133号の集落排水事業特別会計決算は、歳入総額12億3,492万5,555円、歳出総額12億656万5,976円で、差引き2,835万9,579円を下水道事業会計へ引継ぎをいたしました。

次に、議第134号の簡易水道事業特別会計決算は、歳入総額4億4,145万7,675円、歳出総額4億2,744万8,677円で、差引き1,400万8,998円を簡易水道事業会計へ引継ぎをいたしました。

最後に、議第135号は、上水道事業会計決算であります。事業年度終了後、決算を調製し、これを監査委員の監査に付したところ、令和2年8月19日付で監査委員から決算審査意見書が提出されましたので、この意見書を付して議会のご認定をお願いするものであります。業務量は、給水量617万8,518立方メートルとなり、対前年度比27万5,927立方メートル、4.3ポイントの減となりました。経営状況では、税抜きの損益計算書では総収入で10億6,370万4,931円、総費用10億864万5,186円となり、差引き5,505万9,745円の当年度純利益を計上いたしました。資本的収支では、企業債、工事補償金などによる収入額5,827万9,734円に対し、建設改良費に2億5,788万4,601円、企業債償還金に3億3,355万7,140円、支出全体で5億9,144万1,741円となり、差引き5億3,316万2,007円の不足となりました。この不足する額を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,964万541円、当年度分損益勘定留保資金4億3,910万1,494円、建設改良積立金7,441万9,972円で補填をいたしております。

以上、10の会計につきましては、当初予算及び補正予算の審議の際にご説明を申し上げた事項を、事業の効率的な運営に努めながら議会の議決の趣旨に沿い、忠実に執行いたしましたところであり、その結果として市政の着実な進展に成果を上げたところであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第126号から議第135号までの10議案については、決算付託表のとおり会議規則の規定によって各所管常任委員会に付託をいたします。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、7日から本会議を開き、一般質問を行いますので、定刻までにご参集ください。

大変ご苦労さまでございました。

午後 1時41分 散会